

令和元年度第4回  
札幌市アイヌ施策推進委員会

議 事 録

日 時：2020年3月26日（木）午後3時開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第4常任委員会会議室

## 1. 開 会

○松久委員長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第4回札幌市アイヌ施策推進委員会を開催します。

初めに、事務局からご連絡がありますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（大場アイヌ施策課長） アイヌ施策課長の大場です。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

初めに、私から委員会の成立についてご報告させていただきます。

委員会規則第4条第3項におきまして、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないとされております。本日は、永宮委員が遅参されるということではありますが、全員出席となっておりますので、会議は成立していることをご報告させていただきます。

さて、本日の議事についてですが、次第をご覧ください。

審議事項として、次期札幌市アイヌ施策推進計画（案）について、また、報告事項として、札幌市のアイヌ施策に対する意見について、令和2年度札幌市アイヌ施策について説明させていただきます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

次第をおめぐりください。

資料番号を振っておりますが、資料1として、次期札幌市アイヌ施策推進計画策定に向けた今後の進め方、資料2として、A3判横の次期計画の体系の修正案、資料3として、エカシ・フチのための温泉つき公的ホームの早期実現を求める陳情、資料4として、A4判横の札幌市のアイヌ施策に対する意見概要、資料5として、令和2年度札幌市アイヌ施策について、資料番号は振っておりませんが、アイヌ政策に関する世論調査、最後に、札幌市アイヌ施策推進計画をお配りしてございます。

資料に不足などがございましたら、お知らせ願います。

ここからの進行は、委員長にお願いいたします。

## 2. 議 事

○松久委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

次期札幌市アイヌ施策推進計画（案）について、説明をお願いいたします。

○事務局（一條制度担当係長） 制度担当係長の一線です。

私から、次期札幌市アイヌ施策推進計画についてご説明させていただきたいと思っております。

初めに、資料1をご覧ください。

この資料は、前回の委員会でご提示させていただいたものを更新した資料になります。

星印のついているところが本日となりますが、令和元年度第4回委員会に記載しておりますとおり、今回は、前回審議結果を踏まえた構成案についてご審議をいただき、次回の委員会で各施策の具体的な内容についてご提示させていただければと考えております。

次に、資料2をご覧ください。

左上の図は、現札幌市アイヌ施策推進計画の体系でございます、左下の図は、前回委員会でお示した2つの次期計画の体系案のうち、今後審議を進めていくことになりました体系の案2でございます。右上は、前回委員会でご審議いただいた内容を記載しており、右下の図は、その内容をもとに修正した体系案となっております。

修正案の中で赤い網かけとしておりますのが新しく追加したものの、赤字で記載しておりますのが、前回委員会でご審議いただいた内容の反映や、各施策の統廃合に伴う名称の変更等を行ったものでございます。

それでは、具体的な変更点についてご説明させていただきたいと思っております。

まず、右上の審議結果の②ですが、左下の案2ではイオル事業がなくなったように見えることのご意見をいただきましたので、修正案として、推進施策の上から2つ目のアイヌ伝統的生活空間の再生のところに、括弧書きで(イオル)と追加させていただいております。

次に、審議結果の③ですが、施策目標のアイヌ文化の保存・継承・振興の中に人材育成の要素を位置付けるべきことのご意見がございましたので、アイヌ文化の継承と人材育成という推進施策を追加させていただいております。

次に、審議結果の④ですが、案2では教育関係の位置付けがわかりづらいため工夫が必要だというご意見をいただいておりますので、施策目標の2つ目のアイヌ民族に関する理解の促進の中に、アイヌ民族の歴史の尊重と教育施策の充実という推進施策を設けさせていただいております。

これに伴いまして、案2の施策目標の地域振興等の促進と、その中の推進施策の児童生徒を対象としたアイヌ文化体験交流事業の主たる要素は、地域交流や体験交流がメインになりますので、修正案では、施策目標名を地域交流等の促進、推進施策名を地域交流・体験交流等の促進に変更しております。

そのほかの変更点といたしましては、案2の推進施策の上から3つ目のアイヌ文化を発信する空間事業、いわゆるミナパは、情報発信がメインとなりますので、その下の4つ目のアイヌ伝統文化振興事業に統合し、よりイメージしやすい伝統文化の啓発活動の推進という施策名に変更しております。

また、案2の推進施策の上から5つ目のアイヌ文化交流センターリフレッシュ事業と、8番目の札幌市アイヌ文化交流センター等管理運営事業を統合し、アイヌ文化交流センターの管理運営と機能の充実という施策名に変更しております。

今回の委員会の中で体系を確定させていただいた上で、次回委員会の中で各施策の具体的な内容についてご提案をさせていただきたいと考えております。

また、今後、各施策のご審議をいただく中で体系の見直しが必要になった場合には、その際に修正を検討していきたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

○松久委員長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局からいただきましたご説明について、ご質問やご意見はございませんか。

ここでは、前回いただきました体系案の2へのご意見をもとに、修正案が右のページで示されております。この体系で完成版として良いかどうかについて、ご意見等をいただければと思います。

若干繰り返しになりますが、施策目標として5項目、推進施策として10項目という体系になっており、修正版では、5つある施策目標の3つ目と4つ目が入れかわっております。

また、推進施策では、左の案にはない施策の追加、あるいは、内容の変更が色つきで示されておりますので、この構成をもとにご意見等をいただきたいと思っております。

○飯田委員 前回、アイヌ施策推進法の規定に基づいて、5つの柱をつくるという説明がありました。今回の修正案を見て、私は非常によくなったと思っています。つまり、日本語として相手に伝わる表現をするということですが、2つ目のアイヌ民族に関する理解の促進というのはストレートに意味が伝わりますよね。ですから、法の規定の趣旨をわかりやすい言葉で伝える工夫をされたなと思っています。

また、法は、地域交流や国際交流を含めていろいろあるのだけれども、地域交流に絞った形にしたのは、中身でさらに膨らませれば良いということを考えてののだろうし、右側の新しい案の網かけや赤字も非常にわかりやすい内容になっていると思っております。

そして、最後にパブリックコメントをもらいますから、そのときにわかりづらいと言われてしまうと非常に残念です。また、10年間という目標の中で、息の長い形で伝わる工夫も当然必要だと思いますので、そういう意味では、最後に言われた、場合によってはさらに構成の変化もあり得るという柔軟性もよくわかりました。

そういう意味で、こういう方向で進められるのが良いのだなと思えました。

○松久委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

施策目標には5つの柱がございます。

最初のアイヌ文化の保存・継承・振興は、左の案2から推進施策の項目を1つ足して、1番上にありますアイヌ文化の継承と人材育成となっております。

次に、案2の施策目標の3つ目の産業等の振興は、右に行きますと4つ目に繰り下がりますが、1番上にあったアイヌ文化交流センターリフレッシュ事業が削除となっております。

次に、案2の施策目標の地域振興等の促進は、修正案では1つ繰り上がって地域交流等の促進になっており、推進施策の1つ目にあった札幌市アイヌ文化交流センター等管理運営事業がアイヌ文化交流センターの管理運営と機能の充実という表現に、また、その次の児童生徒を対象としたアイヌ文化体験交流事業が地域交流・体験交流等の促進という表現に修正されております。

ページの右上については、前回委員会でいただいたご意見を踏まえたもので、①から④という対応関係となっております。

議論の時間を予定していたものですから、委員の皆さんからご意見をいただくまでの間ということで、事務局の説明をなぞるようなお話をさせていただきました。

これでよろしいということであれば、それで結構かと思いますが、いかがですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○松久委員長 それでは、体系については、本日お示しいただいた修正案を完成版として、この中身を具体化していく流れにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

続きまして、札幌市のアイヌ施策に対する意見について、資料の説明をお願いいたします。

○事務局（一條制度担当係長） 続きまして、札幌市のアイヌ施策に対する意見についてご説明をしたいと思います。

まず、資料3のエカシ・フチのための温泉付き公的ホームの早期実現を求める陳情をご覧ください。

こちらは、本年1月にアイヌ民族の方から札幌市議会宛てに提出された陳情のうち、要旨と理由を抜粋したものになります。

要旨としましては、「アイヌ民族の長老（エカシ・フチ）たちのために定山溪に温泉付きホームを早急に建設されたい」ということでございます。

その理由としては、「現在のアイヌ民族の状況を考えますと『アイヌ新法』が成立したにも関わらず施策が一向に前進する気配を感じません。この現況を深刻に受け止め変えたいと思います。

そこで、まずエカシ（長老）・フチ（姪）の高齢化と一人暮らしが急激に進行している中で、長い間苦勞してきた私たちの先輩たちが安心して楽しく過ごせる場所として、定山溪に温泉付きホームの建設を求めます。定山溪は、山、川が近くアイヌ民族の自然観を活かした社会が形成されることが十分考えられる場所です。

そのホームで、エカシ・フチたちがアイヌ文化を若者たちに教え、老若男女が一緒になり先住民族アイヌの文化を誇りを持って継承活動をしていく。その事が真のアイデンティティーとなる精神性を発揮する場となります。

札幌市南区小金湯にある札幌ピリカコタン（札幌市アイヌ文化交流センター）と連携させ、札幌市民や観光客、アイヌ同族と世界の先住民族が交流できる新構想のインネコタン、ポロコタン（心の良い人、すばらしい人が住む村）にさせていただきたく陳情いたします。」というものでございます。

こちらにつきましては、3月3日の札幌市議会の財政市民委員会において審議されており、継続審議という状況になっておりますので、ご報告をさせていただきます。

続きまして、資料4の説明に移りたいと思います。

この資料は、札幌市のアイヌ施策に対して、アイヌ関連団体との意見交換や、本委員会などで寄せられた意見を札幌市アイヌ施策推進計画の体系ごとに整理して記載したもので

ございます。

資料の見方についてご説明いたします。

現計画で掲げた3つの施策目標、市民理解の促進、伝統文化の保存・継承・振興、生活関連施策の推進ごとに表にまとめ、表の左から1番目の列には各推進施策を、次の列には各推進施策の具体的な施策を、1番右の列には施策に対する意見の内容を記載しております。

なお、各推進施策のどの具体的な施策にも該当しないご意見につきましては、該当施策なしと記載しております。

内容については、全てのご意見を読み上げる時間はございませんので、推進施策ごとにかいつまんでご説明させていただきたいと思っております。

初めに、施策目標1の市民理解の促進の推進施策の伝統文化の啓発活動の推進につきましては、アイヌ語の案内表記の実施、アイヌアート・モニュメントの設置に関してご意見をいただいております。

具体的には、アイヌ語を由来とする札幌の地名にアイヌ語を併記し、また、そのアイヌ語の意味を記した掲示板や展示物を、それぞれ区役所、交流センターなどに設置してほしいという内容のほか、アイヌアート・モニュメント関係では、タペストリー以外のモニュメント、例えば、木彫作品などを展示してほしいというご意見をいただいております。

次に、推進施策の教育等による市民理解の促進については、学校におけるアイヌ文化紹介などに関してご意見をいただいております。

具体的には、アイヌ民族の歴史や文化を学ぶ機会が、小学校、中学校の児童生徒はもちろん、就学前の子どもにも行き渡るように、学校教育のカリキュラムの見直しや、アイヌ文化を自然に学べる環境づくりを検討してほしいという内容でございます。

次に、施策目標2の伝統文化の保存・継承・振興の推進施策の伝統文化活動の推進については、多数のご意見がございましたので、該当施策ごとにご説明をしていきたいと思っております。

まず、札幌市アイヌ文化交流センターの運営については、来館者がもっとアイヌ文化や歴史を学べるように、自然の里やチセなどの展示内容の充実や、外国人観光客への対応として展示物説明文の英語化、翻訳機の導入、Wi-Fiの整備、そのほか、文化体験講師の設置や無料送迎バスの運行などについて検討してほしいというご意見をいただいております。

次に、イオル計画策定・運営への協力については、清田の畑以外でも自然素材の育成をしたい、また、アイヌ民族が自由に民族的な生活を行えるような場所を整備してほしいなどのご意見をいただいております。

次に、区民センターにおける文化体験講座等の充実及び民芸品展示・販売については、各区役所や区民センター等で、アイヌ文化関連の各種講座やアイヌ文化活動に携わってこなかったアイヌ民族が、これまで自分たちが生きてきた経験を語るといった講座を開いて

ほしいというご意見をいただいております。

次に、雪まつりなどのイベントにおいてアイヌ民族の伝統文化等を紹介については、オリンピック・パラリンピックのような国際大会で、古式舞踊の披露やショップ販売の実施を検討してほしいとのご意見をいただいております。

次に、伝統文化の担い手育成の支援については、アイヌ語やムックリ制作の人材が育つような取組を検討してほしい、また、育った人材が活躍できるような場をつくってほしいというご意見をいただいております。

そのほか、アイヌ関連団体の取組に対する補助事業の中で、アイヌ民族の歴史に関する調査研究や学習を支援するようなものを検討してほしいとのご意見もいただいております。

次に、施策目標3の生活関連施策の推進の推進施策の産業振興等の推進については、民芸品展示販売スペースの設置、アイヌ民芸品のブランド化などに関して意見をいただいております。

具体的には、市内にアイヌ民芸品の常設店舗を設置してほしい、また、ブランド化に当たっては、エコロジーな商品を開発してほしいという意見のほか、アイヌ文化に携わってこなかったアイヌ民族のために、アイヌ文化以外の仕事を斡旋してほしいという内容でございました。

次に、生活環境等の整備については、住宅新築資金等の貸付、生活相談員・教育相談員の配置、市街地に相談・交流の場を確保、アイヌ民族の児童・生徒に対する学習支援に関して、ご意見をいただいております。

具体的には、アイヌ民族向けの住宅ローンの金利を下げしてほしい、生活相談員、教育相談員、ハローワークの就労相談員に寄せられている相談内容を市でも把握してほしい、各区に生活館を建設してほしい、学習支援をただの学習塾にせず、アイヌ文化を学べる場所にしてほしいというご意見をいただいております。

こういったご意見も参考としながら、今後、各施策案を検討し、ご提示させていただくこととなりますので、皆様からのご意見をお願いしたいと思います。

私からの説明は以上です。

○松久委員長 ありがとうございます。

ただいま、資料3と4に基づいてご説明をいただきました。

項目に沿って、ご意見ご質問等をいただいきたいと思っております。

まず、資料3について、いかがでしょうか。

○阿部委員 資料3についてですが、私が前回言ったかどうかははっきりここに書かれていないのでわかりませんが、15年ぐらい前の北海道アイヌ協会がウタリ協会札幌支部の時代から、このことについて札幌市に陳情を出しております。資料で掌握しているかどうかわかりませんが、まず、そのことを申し上げたいと思っております。

生活館ということで、例えば、北海道内にもお風呂つきの生活館は結構ありますので、

そういう例も踏まえてお願いをしていたのですが、札幌市では基本的に生活館に風呂はつけられないということで、札幌の生活館には風呂がついていません。

今回、東京と札幌の人たちが4人でこれを札幌市に陳情し、まさに札幌アイヌ協会としてもお願いをしているところでございますので、是非委員の皆さんにもそのことをご報告いたしたいと思えます。

まず、これが資料3についてでございます。

○松久委員長 関連してご意見等はございませんか。

○本田委員 お風呂の建設のことについて、ひょっとしたらわがままな要望だと思われる人たちもいらっしゃるかと思うのですが、私は大賛成です。

私は、昔、二風谷というところで暮らしていましたが、とても苦勞されていた時代のおじいさんたちは、気持ちが結構荒れていて、お酒を飲んで真冬に道路で寝てしまうのですね。そうすると、地元の人たちは、夜にそのおじいさんの家に明かりがついているかどうかをいつも見ている、ついていないとなったら、きっとどこかでまた行き倒れているぞと言って、その辺りの人がみんなで探して歩いて、やっぱりそこで倒れているおじいさんを、このくされじいと言って足で蹴飛ばしたりしながら、それでも家まで引きずって行って、暖かくして寝ろと言って家の中に押し込んでいるのを私は何回も見ていました。

ただ、あのおじいちゃんが札幌で暮らしていたら、とっくに死んでしまっていたなと思えます。やっぱりコタンがあるところは、みんなが困りながらも手を差し伸べて、みんなで支えていたのを見ていて、それがアイヌのかつての生活であるとともに、そういう状況を生み出したのは近代の開拓の時代の姿だといつも思っています。

やっぱり札幌で暮らしている方はすごい苦勞をされていると思えますので、各地のコタンがかつて担っていた機能が札幌にもできたら、それだけでも、この150年で北海道がなしてきたことというのは……、そういう気持ちがあります。

また、かつて白老のアイヌ民族博物館がそうでしたが、全道からエカシやフチと呼ばれて聞取をされていて、そのことによってたくさんのアイヌ民族の伝統的な文化資料をつくられたわけです。

ただ、全道を周ってそれをやるのは本当に大変なことなので、こんな形で一つのコミュニティーができることによって、たくさんわかってくる可能性がありますし、聞取して蓄積される成果もあるように思えますので、決してこれをわがままだと思わず、150年を考える、それから、未来に向けて次に進んでいくために、私は大賛成だと思っています。

○松久委員長 ありがとうございます。

現地での経験ご見分にもとづく胸に迫るお話をうかがいました。

ほかにごありますか。

○貝澤委員 資料3については、私も進めさせていただきたいと思えます。

この資料は確かに簡潔にまとまっていますが、資料4の中にも相当絡んでくる部分があるように思えます。例えば、2ページの真ん中辺りに、樹木が植えられており、これを学



べるような工夫をしてほしいとありますが、エカシ・フチが暮らす空間がもしできたとしたら、こちら辺もそちらに持っていけるわけですね。

それと、3ページにも相当絡んでくる部分がありまして、下から2番目の定山溪にコタンをつくるというのはまさにこのことですが、それ以外に、子どもたちがさまざまな自然体験ができる場所というの、やはり全て関係している部分がありますので、これを考えながら進めていくと、何らかの方法ができてくるのではないかと思います。

○阿部委員 今、本田委員からお話をいただいて、私も本当に声が出なくなりました。

実は、1984年、昭和59年に、私たちの先輩がアイヌ民族に関する法律（案）というものをまとめまして、当時のウタリ協会の総会で決議をし、北海道と国に対して要望いたしました。その6項目の中の5番目に、民族自立化基金という項目がありました。この民族自立化基金とは何なのかということをお細かく書いた資料を札幌市も持っていると思います。

民族自立化基金というのは、前座長の北海道大学の常本先生が、「アイヌ語が国会に響く」という萱野茂先生の本の中に書かれています。そして、6項目のアイヌ民族に関する法律（案）は、日本の憲法全てをクリアする問題のないものであるということをお書きになってございます。

そして、5番目の民族自立化基金については、オーストラリアとアメリカ・アラスカ州の二つの例が書かれています。

アラスカの例はどういうことかと言いますと、北極海に油田が出たのです。ところが、今は氷が解けてしまって半分もないのですが、当時は氷で全部埋まっていたから、結局、船が北極海に行けないのです。それでどうしたかという、アラスカの北極海から太平洋までパイプラインでもって石油を運ぶ。そういうことで、そこに住んでいる、いわゆるアメリカインディアン、イヌイトやエスキモーの人たちの土地を買収したり補償したりして、そのパイプラインを確保することとした例を出して、アイヌだって、この北海道、そして、樺太、千島という日本の4分の1を私たちは取り上げたのだ。だから、その補償としてこれを例にすべきだと。

オーストラリアというのは、例えば、四角いオーストラリアの真ん中に、先住民族が拝む対象のウルルという清い山があるのですけれども、それをオーストラリアはアボリジニから借りたのです。そして、今、あれはアボリジニのものだと言って、返して、借りている状況なのです。いわゆるオーストラリアとアメリカ・アラスカ州の例を引いて、北海道の樺太、千島の土地を明治政府はとったのだから、この賠償補償をなさいということが書かれています。

この民族自立化基金で、昭和62年に、日本政府が積みなさいという額が3,000億円。本当に私たちはこれを見て驚いたのですけれども、その中身を何にするか書いてあるのが、お年寄対策です。老人対策であります。そして、お年寄に対して、冬の間の1年間、燃料費を10万円給付すると書いてあるのです。私はこれを見て驚きました。また、

老人対策として、1人5万円の年金を給付すると書いてあって、この陳情をするときに、私たちの先輩は、この6項目を絶対やるからと言って、北海道の2,000世帯のアイヌの人から1万円、合計2,000万円を集めたのですが、何もできなかった。結局は23年前のアイヌ文化振興法をつくっただけ。文化だけです。それで、私たちはどれだけ怒られたか。私は、この詐欺師とまで言われました。おまえたちは私たちからあのときに1万円を集めて、何にもしてくれないではないかと怒られたのですが、実は、これを全国のアイヌの人たちに配っているのです。そういう思いがあるものですから、私は、今、本田委員の話聞いて、声が出なくなりました。私は何のために40歳から活動してきたかと思って、本当に情けなくなってきました。

お年寄が私たちのアイヌ語やいろいろな文化を受け継いできているわけですから、この人たちが住むところもなく、道端で死んでしまうのだろうかと思ったら、声も出なくなるぐらいつらかったですね。

どうかこの資料が札幌市にあるのであれば、是非私は皆さん方にも見てもらいたいし、このことについて、4人のメンバーとしても、札幌アイヌ協会としても、札幌市議会に陳情しておりますので、このことは説明をしたいと思います。

○松久委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○松久委員長 それでは、資料4に寄せられました意見について、いかがでしょうか。

○阿部委員 実は、もう何十年も前から市教委にお願いして、学校で子どもたちに教えるための教育指導資料集を作成しておりました。今年、これを第6集として出しましたので、是非先生方に見ていただきたいと。

是非今回のこの問題に関連する、2ページ目に、学校での該当施策なしと書いてありますが、施策はすごくあるので、申しわけありませんが、配っていただきたいと思います。

[資料の配付]

○阿部委員 委員長、済みませんが、市教委からどういう経緯があつてつくられてきたのか、どういう状況なのか、説明をいただけたらありがたいです。

○松久委員長 教育委員会から、ご説明いただけますでしょうか。

○教育委員会(武田指導主事) 教育委員会の武田と申します。

今、手元にお配りさせていただきました「アイヌ民族の歴史・文化等に関する指導資料第6集」は、こちらの委員でもあります永宮校長先生に委員長になっていただき、阿部会長を初め、アイヌ協会の皆さんにも監修いただいて、2年間をかけまして作成したものです。

前回の第5集は、10年前の平成20年に発行されました。この冊子は、先生方に指導する上で配慮していただきたい内容、あるいは、学習の中身について記載しております。札幌市内の各学校、幼稚園にお配りをしましたので、今後、これを活用してまいりたいと思っております。

まずは先生方にアイヌの民族の歴史や文化について、しっかりとした知識をもって教育を進めていただきたいという思いで作成しました。今日は1冊ずつお持ちしましたので、もしよろしければお持ち帰りいただければと思います。

○松久委員長 ありがとうございます。

それでは、資料4の施策目標に沿って、ご意見をいただきたいと思います。

まず、1ページから2ページにかけて、施策目標1の市民理解の促進ということで、先ほど、該当施策としてアイヌ語案内表記の実施や学校におけるアイヌ文化紹介についてご説明いただいたところですが、ここにつきましてご意見等ございましたら頂戴したいと思います。

○北委員 山や川の名前にあるように、片仮名表記のものはほとんどアイヌ語から来ています。避難場所という意味の「キラウシ」という言葉などは、アイヌの人々の生活を守るために語られた言葉であって、意味のない地名、言葉はほとんどなく、私たちの現在の生活にも役に立つものであります。アイヌの方々の誇りを回復するためには、アイヌ語の復興が本当に欠かせないものになります。

これとは関係ないかもしれませんが、4、5日前に何気なくテレビを見ておりましたら、あえてお名前は差し控えますけれども、北海道で4月から大学生になるお嬢さんがアイヌであることを隠して生きてこられたという番組が放送されていました。でも、その彼女はニュージーランドのマオリ族の方々と交流がありました。マオリ族の方たちの学校は、ニュージーランドに100校ほどあるそうなのですね。その彼女のお母様もアイヌであることがばれないように生きてきたとおっしゃっているのです。彼女は何としてでもアイヌの学校をつくりたいという非常に強い意志をお持ちの方で、本当に若いアイヌの方たちの行動力がすごく頼もしく思えて、これは彼女一人の力ではどうすることもできませんが、そういうところがあれば、人材育成の面からも、アイヌ語や木彫り、また、アイヌ文様の刺しゅう、ムックリの制作など、質の良いものを大量につくることができるわけですね。なので、本当に行政の支援も必要になってくるかもしれませんが、彼女のようなたくましい若い人たちの行動力が今求められているのではないかなと思っております。

取り乱してしまって済みません。

○松久委員長 ありがとうございます。

○多原委員 札幌市のアイヌ施策に対する意見は、この推進委員会が出た意見であり、また、それぞれのアイヌ民族の団体から出た意見をそれぞれの項目に落としてあります。

1つ1つは言いませんが、1から3の目標について、アイヌ自身や道民の方など、さまざま方々が私たちアイヌ民族の歴史をしっかりと理解して、今後、このアイヌ施策を進めていかなければ、昨年できた法律のアイヌの人々が民族としての誇りを持って生活できる社会の実現にはならないと思います。これは私たちが札幌市に実施してほしいと切実に思っている意見が出ていますので、是非これを進めていっていただきたいと思います。

もう1つは、該当施策なしというところが大変気になります。いわゆる20数年前の法

律や今回の法律は、やはりアイヌ文化に特化したものです。同化政策の中で、アイヌ語やユーカラなど、さまざまなアイヌ文化を身につけていない人たちがたくさんおります。社会の底辺の中で仕事をせざるを得ない仲間がたくさんいます。アイヌ民族の9割がアイヌ文化と関係ない仕事をしているという大変な状況でありますから、そういったことを鑑みたときに、何らかの形でこの意見にあるようなアイヌ施策を考えていただければと思っております。

全てについてしっかりと取り組んでいただきたく、よろしくお願いいたします。

○松久委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

アイヌ語の案内表記に関連してですが、言語は民族の文化の核心であると言えるかと思えます。それをどういうふう継承していくのか。継承の手段としては、口述の伝承と文字あるいは書籍等の形にして残していくということが考えられます。アイヌ語の説明コーナーなどを各区役所に設置するというのもあるかと思いますが、街の中の標識で表示して、自然と目から入ってくるということもあって良いのではないかと、自然な形で認識し、私たちの知識に溶け込んでいくというのが望ましいのではないかなと思って、これを読ませていただきました。

国によっては、挨拶の言葉なども表示されているということを知りました。基本的な言葉も普通の社会生活の中で目に入ってくるような工夫ができないものかなと思った次第です。

もう一つ、書籍を通して伝えていく中で、関心を持った人が文献にアクセスするときに、もう既にそのような工夫がなされているのかもしれませんが、アイヌ民族関係の文献・書籍について、著者や表題を知らなくても、物語的なもの、歴史もの、言語についてはこういうものがありますということが分かるようになっていて、とても便利だと思うんですね。これまでの蓄積が、一般の方に身近になるような検索システムの工夫などですと、それほどお金もかからないのでできるのではないかなと思った次第です。

○多原委員 アイヌ語の地名については、数十年間、私もさまざまところで言い続けているところです。

なぜかと言いますと、ある方に「北海道には折角先住民族のすばらしい歴史や文化があるのに、どこの空港に着いても、駅に降りても、他の地域と全く変わらない、つまらない。」と言われて、その通りだと思いました。

まず、空港に着いたら、アイヌが住んでいた先住民族の土地に着いたのだということがイメージできる文様がたくさんあるとか、札幌に来る途中で、北海道中を歩く間に、わからなくても良いから、FMでユーカラやアイヌ語の放送が流れている、札幌駅に降りたら、札幌という土地のアイヌ語地名表記があることで、アイヌ民族の歴史がわかることばかりでなく、このすばらしい文化遺産があるところに来たのだというイメージが湧く、そこから、もっと何かがあるのだろうというふうに訪ねたくなると。そういったことを発信しな

さいと言われたのです。アイヌ語地名というのは、その土地の特徴であるとか、例えば、災害のときに危ないから、高いところに逃げなさいなどとの意味があります。私たちも、北海道に住む人たちも、北海道に来る人たちにも、こういったすばらしいアイヌ文化と知恵を共有するためにも、どういう形で発信すれば良いのかを皆で考え、実現していきたい一つだと思っております。

○松久委員長 ありがとうございます。

施策目標1の市民理解の促進のところ、ご意見はございませんでしょうか。

○飯田委員 用語のそれぞれについては、言っている意味が非常によくわかりますが、具体的にやるとすると、どういうことになるかという問題がありますよね。

例えば、1ページ目のちょうど真ん中にアイヌアート・モニュメントの設置と書いていますが、タペストリーだけではなく、木彫作品もどこかに展示してほしいとなると、具体的にどういうところとか、管理の方法とか、いろいろなことが付随して出てくるものだから、私のイメージとしては、提案した方を含めて、もう少し具体的に言っていただけたら、賛成の度合いもさらに強まるのではないかと思います。

ほかのところは出たときにまた言いますが、この表現ではそういう印象を持ちました。

○松久委員長 ありがとうございます。

施策の体系が固まりますと、ここでのご意見等をも踏まえて具体的な中身を固めていくという流れになるかと思しますので、ご質問も含めて、ご自由にご意見をお寄せいただければと存じます。

○阿部委員 先ほど市教委からお話ししていただきました指導資料集の中で、私もこれを見せていただいて、この辺はこうしてほしいとお願いをして、これをつくって、何年か前に私もかかわっているのですけれども、実は、公益財団法人のアイヌ民族文化財団というのがありまして、今、白老のウポポイなんかを運営する団体になっておりますが、ここでも、15年も前から副読本を作成して、毎年、北海道の小学4年生と中学2年生の全員に配っております。

ところが、非常に残念なことに、利用状況を聞いてみますと、全員の生徒に配ってくださいとお願ひして、莫大な国費、道費を使ってやっているのに、3割から4割ぐらいの子どもの手にしか届いていないと。だから、学校でも使われていないのですね。私もこの副読本の編集委員長をやらせていただいておりましたし、今年もいろいろな国際情勢が変わっておりますので、副読本をまた作り直しますけれども、学校で教えないとなかなか理解していただけないのです。

だから、今日のこの中にもアイヌ民族の歴史ということが何箇所も出てまいりますけれども、この歴史の中で、問題は、去年、北海道開道150年ということで、いろいろなイベントがございましたけれども、150年前にこのアイヌ民族に何をしたのでしようかということが、私たちは、この副読本をつくる時に一番お願いしていることなのです。

1854年、まだ明治の前の幕末、江戸時代に、日本は日露和親条約を結びましたね。

もちろん日英和親条約も日米和親条約も結んで、ほかの何カ国とも結んだのですけれども、ロシアと結んだことによって、国境を勝手につくってしまいました。そうすると、今日から千島列島の半分はロシアですよということになってしまって、アイヌが自由に北にも東にも西にも行っていたのが行けなくなってしまった。日本にも行けなくなってしまったということがございますね。そういうことをやって、国境を画定されて、自由な往来ができなくなってしまったということもございました。

また、明治2年になって、突然ですが、今日からここは日本の領土にすると行って、北海道という名前をつけて、ここを北海道にしてしまった。樺太、千島にしてしまった。そういうことがあるわけですね。それだけではなくて、全部日本の領土にただけではなくて、今度は、何百年も前から蝦夷と言っていたのに、今日からおまえたちは日本人になれということで、蝦夷と言っていたのを、今度は、土着の人だから土人だと言って、土人にされてしまった。戸籍上を平民にすると言いながら、私たちが土人と言いませんでしたか。そして、私たちの先祖を全部日本国民に強制的にしてしまったのです。土地を取り上げて、住んでいる家、土地までも取り上げたのですよ。住んでいる私たちの家、そして、周りの畑、これも全部国有地にされてしまったのです。これが明治5年、明治10年、そして、大きな日本の法律でもって、そういうことをやってきたのです。

最終的に明治26年に埼玉県国会議員が第5回の帝国議会で、アイヌに何をやっているのだと。もともとアイヌが住んでいた家、土地までも取り上げて、何をやっているのだと言って、訴えましたね。この埼玉県の人は何と言ったと思いますか。アイヌの住んでいる「エジッタ」まで取り上げてと言っているのですよ。今でも議事録に載っていますよ。私はわからないから「エジッタ」とは何ですかと偉い先生に電話をかけて聞いたら、何でそんなことをわかっているのだと言うから、議事録を見たら書いてあるものですからと言ったら、埼玉県のあの人は、埼玉の方言で言ってしまったのだよ、家のことを「エ」と言うのだと。「ジッタ」というのは、周りの畑、田んぼのことを言うのだと。その「エジッタ」まで取り上げて、オーストラリアのアボリジニを殺している、19世紀の初めで殺しているオーストラリアを批難しているけれども、日本はそんなことを言える立場かと。すばらしい天皇陛下をいただいて、義理人情に厚いすごい大和民族は何をやっているのだと言って、明治26年の国会でやったわけですよ。加藤政之助さんという人ですね。そうしたら、明治政府も北海道庁も困ってしまって、何とかアイヌにしなければいけないと言ってつくったのが、明治32年の北海道旧土人保護法なのですよ。

ところが、アイヌに土地をやると言っておきながら、明治32年3月に北海道旧土人法ができた。そうしたら、アイヌに土地をやると言っておいたのに、明治32年3月に旧土人法ができたなら、5月に施行規則をつくった。6月に施行細則をつくったら、アイヌ民族に土地をやると第1条に書いてあるけれども、その土地は未開地に限るとやったのですよ。だから、山の中の大木が生えて、開拓も全くされていない。アイヌが住んでいた家、土地までも全部取り上げて、加藤政之助さんがせたなというところに行ったら、昔、3,00

0人のアイヌがいたと言っているのに、今、200人しかいない、どこに行ったのだと役場の人に聞いたら、みんな山へ逃げましたと言って、おかしいなと思って調べたら、違うのではないかと。この家、土地は、日当たりの良い平らな川のそばにあるけれども、あれはアイヌが住んでいるけれども、誰の土地だと聞いたら、あれは国有地ですと。欲しかったら申請書を出してくださいと言って、みんなあげたというのではないかと、こういう国会質問ですよ。私は本当に何てことをしたのだらうと思います。いまだにアイヌなんかいないとか、アイヌなんているのか、何をやっているのだ、みんな同化していないだらうと言っていますけれども、問題は、アイヌに何をしたのでしょうか。そういう言葉も禁止して、宗教も文化も禁止したということを教えないと、日本人は、たくさんの人がいて、北海道に来たって、アイヌ、何だおまえら、真面目に仕事して、真面目に学校行って、働け、こうでしょう。だけれども、本当にそういう言葉もできない、日本語も書けない、読めない、こういう私たちのおじいちゃん、おばあちゃんがどんな苦勞をして今でも頑張っているのですか。そういうことを考えれば、このことを教えないと、日本人に私は理解なんかしてもらえないと思いますよ。

私は、こういうところでちゃんと言いなさいと子どもに怒られてきたから、今日は言います。私はこういうことを議事録に残してもらいたい。そして、私たちのおじいちゃん、おばあちゃんがなぜそんなことを要求しなければいけないのか。住むところもない、本当に大変な苦勞をしているということを言わないと、パパ、何をやっているのと私も怒られて、今朝もちゃんと言いなさいよと怒られたから、今、言いますけれども、私は、こういうことをやっぱりアイヌ民族の歴史の中で、ピリカコタンでは当然これは書いてありますよ。しかし、ピリカコタンまで行かない人は、この札幌市内にいても、アイヌのことがわからないのです。だから、私は、もちろんアイヌの歌や踊りやアイヌ語を教えることも大事ですけれども、この歴史というのは、本当に植民地にされて、何をされたのですかということをやっぱり教えないといけないと私は思いますので、やっぱり札幌市アイヌ施策推進委員会としては、このことを是非決意をしていただいて、アイヌの私たちが、子どもや孫が、これからもしっかりと人権を守って、アイヌだということを言って恥ずかしくない、先ほど北委員がおっしゃったことについても全くそのとおりなので、私は、是非このことを訴えたいと思います。よろしくお願いします。

○松久委員長 ありがとうございます。

○本田委員 今回の教育のことについて、私は、先ほどおっしゃっていた中学の副読本を大学の授業で使っていて、とても良いと感じていますが、それが使われていないのは本当にもったいないと思います。

かつてこの委員会で何度もお願いしていましたが、例えば、札幌市の職員の採用試験にあの中学の副読本から1問だけ毎年出るらしいよというふうにしておけば、採用試験を受ける大学生は、みんなあの副読本をなめるように読むと思うのです。そういう何かしらの手だてをすると、広がって行って、使ってもらえるのではないかなと思っていました。

また、先ほど委員長が図書館のことをおっしゃったので、なるほどと思ったのですが、例えば、道立図書館の司書にアイヌの専門家を必ず入れてほしいということは、これまで仲間内では言っていました。

私は札幌市の図書館のことがあまり頭にありませんでしたが、アイヌの専門家と言わな  
いまでも、札幌市の司書、図書館の職員の採用のときには、アイヌについて何らかの知識  
があることをある程度の条件にすると、図書館の中でも先ほどおっしゃったようなアイヌ  
についての素敵な取組が行われていくと思うので、あらゆる機会に知恵を働かせて、アイ  
ヌのことが市民の中に広まっていくような仕組みをつくっていただけたら素敵だと思  
います。

何とぞご検討をいただきたいと思います。

○松久委員長 ありがとうございます。

大変貴重なご意見であり、是非、札幌市の方でも検討していただきたい、このような意  
見が出ていることを共有していただきたいと思います。

施策目標1について、ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○松久委員長 それでは、2の伝統文化の保存・継承・振興につきまして、ご意見等ござ  
いませんか。

○貝澤委員 4ページの下から2つ目のムックリについてです。

2、3日前の道新に「響け白老産ムックリ」という見出しで記事が載っていたのですが、  
内容を見たら、アイヌの人と障がい者の人と和人がタグを組んでムックリをつくり、1  
本1,000円で売りに出すということで、記事を見る限りでは、相当大量にできそうな  
感じに見えました。聞いたところによると、平取でも同じように地元でムックリをつくる  
動きがあるみたいですね。

前回もこの話は出ていますが、札幌市としても、やはり毎年1万4,000名ぐらいの  
4年生がいるわけですから、早急にムックリを支給する形に是非とも持って行っていただ  
きたいと思います。その支給する分については、先ほどもありましたが、アイヌの工芸を  
職業としている若い人たちの仕事の一環としてできれば、先ほど飯田委員からありました  
モニュメントの部分なんかにもきつと絡んできますし、収入になる部分があれば、ほかの  
部分にも腕が生かせてくれると思いますので、是非とも札幌市でも早急にムックリの制作を  
やっていくように検討していただきたいと思います。

お願いいたします。

○松久委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○飯田委員 話が戻って申しわけありませんが、図書館の活用についてです。

私は、ある程度いろいろなところを見ておりまして、札幌中央区の区民センターにある  
図書館は、場所が後ろ側で見えづらいところではありますが、図書室の中から関連の本を



全部引き出して、アイヌ関連文化コーナーとして1カ所に並べています。

ほかでやっているかどうかというのはあまり記憶がありませんが、むしろ施策推進というふうに考えるのだったら、簡単なことで、まず、並べかえて1カ所にまとめて、アイヌ関連コーナーとやれば良いわけですから、地区センターを含めて、各図書コーナーでは、今期から実行していますという形にしていけば良いのではないだろうかと思いました。

それから、2つ目については、無料送迎バスは、いろいろな形で、ウポポイを含めての関連なんかも言われていましたけれども、とにかく土曜、休日だとか、朝行って帰るだとか、ただ、いろいろなことが起こり得るのですよね。少な過ぎてとか、あるいは、逆に、満員だから出発されましたとか、いろいろなことが具体的にやればやるほど出てくるのだけれども、もし、今回の施策で実行できる予算が確保できるのであれば、土・日、休日を含めたそういうときに、朝10時に出て、午後3時に帰るということを、真駒内にするか、札幌中心部にするかを含めて、あるいは、停留場をどこにするかとかいろいろありますけれども、それはそれで、これは、いわゆる年齢の高い方や子どもたちから見れば、すぐ行ける手法が見つかってくるわけだから、これはこれですごく良いことだなというふうに思いました。

それから、同じく3ページ目の交流センターで国際芸術祭の作品を展示してほしいということについてですが、言っている意味は、国際芸術祭が終わった後に、アイヌ文化の関係で出たものをここに展示してほしいということですか。ただ、あれは3年に一遍か2年に一遍だったかと思いますが、そういうことを要望しているのであれば、割と簡単にできるかなと思います。あるいは、国際芸術祭に出ているほかの作品もということなのでしょうか。私には意味がわからなかったもので、もしその辺の関連がわかるのであれば、教えてください。

○松久委員長 この点はどうでしょうか。事務局の方で、もし何か情報があれば、お願いいたします。

○事務局（大場アイヌ施策課長） これは意見交換会で出た意見ですが、国際芸術祭は有名なものですので、そういう作品を交流センターに置くことで、人に認知がされますし、アイヌのそういう芸術品もあれば、それはそれで作品展示するということもあるでしょうし、そういうことを重ねることで、アイヌの伝統工芸も見直されるのではないかということの一例として意見をいただいたものでございます。

○松久委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

○阿部委員 私はイオル会議に出ていないからよくわかりませんが、どうも気になるのは、やっぱり平取や白老が数千万円をかけてイオルの事業をやっている。要望というのは、みんな、そこで出して、そのとおりやっているからそれは良いのですが、札幌だって同じ要望を出しているのに、どうして一桁違うのですか。これはやっていないと理解をされているのでしょうか。札幌だって、恐らく、このときにはいろいろなことをやりたいと言っ

て、昔、私も一生懸命参加していました。最近は行ってないから申しわけありませんが、白老と平取と比べてどうしてゼロが一つ違うのですか。

○事務局（大場アイヌ施策課長） 白老、平取は、かなり早くからイオル事業をやっており、国も重点的に補助金を入れている状況でした。札幌が参入したころは、それほど多くの事業費が国から下りてこない状況でしたので、桁が違っているのだと思います。

○阿部委員 私はその辺が納得できないのです。それだったら、私たちは十何年前からこんなことをやりたいと要望しているのですから、札幌アイヌ協会にこれはできませんと言わなければいけません。石狩というのは、同じイオルをやることについても、胆振、日高や十勝とは違うのですからね。ご存じのように、トリカブトだって、日本最初の荻野吟子さんが手術したときには、やったのは神奈川にいる先生ですけれども、北海道からトリカブトを持ってきて、それで麻酔をかけているのですよ。そのぐらい石狩はすごいのですから、トリカブトの一番すごいのがその山にあるのですから、そういうことも含めて、やっぱりここは違うということで、10年も前から要望を出しているのですから、500万円と聞いて私も驚いているのだけれども、どうして平取と白老があんなので、確かに、中核イオルは白老と決めましたけれども、平取は中核イオルでも何でもなく、それなりに要望したものをやっているわけでしょう。だから、それはできないというのであれば、これから交付金でいろいろな事業をやるに当たって、私は、地元のアイヌ教会と札幌市と相談して、国に対して要望すべきだと思いますので、これだけは申し上げておきます。

よろしくをお願いします。

○松久委員長 ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○松久委員長 それでは、施策目標3の生活関連施策の推進につきまして、ご意見等はいかがでしょうか。

○阿部委員 5ページの生活環境等の整備の中の住宅新築資金等の貸付の問題なのですが、これについては、もちろん住宅新築資金という問題もあるのだけれども、これも15年も20年も前から、札幌では、家を建てるのが非常に難しい。ということは、地方は大体昔から住んでいたところがあるものですから、土地がそんなに高くないし、持っている人もいるわけですよ。そうすると、住宅新築資金だけで良いのだけれども、札幌に来てやると、土地がないから、土地を買うお金と両方を借りてしまうと一千数百万円になってしまいます。それだけで建たないものだから、合わせ貸しで、市中金融機関とかいろいろなところで借りるということで、大変な状況になってしまいます。

ですから、私たちが15年も20年も前から要望しているのは、いわゆる公営住宅、そういうところに、やっぱり本州のほうでいうと、同和対策事業でやっている事業というのがあって、そこに低家賃住宅というのをきちっと用意していただいて住んでいるという状況がございます。そういうことがあって、実は、昭和44年に国会でいろいろ問題になっているのですけれども、当時、ロバート・ケネディというケネディ元大統領の弟が司法長

官をやっていた方が北海道に来ました。そして、町村知事がついて北海道各地を見て歩いたら、アイヌがいると聞いているものですから、アイヌが住んでいるところを何箇所か尋ねました。そうしたら、ひどい状況で、ひどい家に住んでいるから、あんた方は何をやっているのだと。日本がこれだけすばらしい世界の資本主義の国の日本ですばらしい国家になっているのに、何でおまえたちは日本の先住民族にこんなひどいざまをやっているのだと言って、ケネディがめちゃくちゃ怒った。そうしたら、アイヌは泣くし、町村知事まで泣いたというのが新聞の記事に載っています。そのことが国会で問題になって、胆振支庁から出ていた参議院議員が国会でこの問題を取り上げたのです。そうしたら、当時の総理大臣は佐藤栄作さんで、国会でちゃんと答弁していますよ。わかった、この問題については、本州では同和対策事業で不良住宅改良事業としてやっているから、必ずそれに準じてやるからと言っているのです。ところが、最近になってわかったことですけれども、この同和対策事業で住宅資金を出しているのは、国が4分の3を出しているのですよ。4分の1だけはあなた方が払いなさいですよ。ところが、アイヌ住宅はどうですか。8分の1が国で、8分の1が北海道で、4分の1しか出していないではないですか。4分の3も本人負担ですよ。国のこれだけの予算がついて、約4分の1でも税金が出ているのに、100%をアイヌに請求しているではないですか。昭和44年に出された国会議事録があるのですから、何でこんなことをされているのかということに対して、私は非常に納得できません。あれだけ佐藤栄作総理大臣がやったことが、今になって何十年もたって、何でこんなことになっているのかと、最近、非常に思います。例えば、まだ生きていると思うのですけれども、野中さんという官房長官がいました。あの人は京都の園部町というところの町長をやって、そして、京都の府議会議員をやって、京都の副知事をやって、衆議院議員になりました。あの人がやって、私たちの先輩たちも何度も彼らに聞いて、このアイヌのいろいろな環境整備事業についても相談しました。そういうところに行くと、低家賃住宅といって、3LDKの家を2軒建てて、文化住宅と言って、3,500円で私も見に行きました。3,500円ですよ。そういう家までやっているではないですか。どうしてこれはアイヌに対してできないのでしょうか。昭和12年ですよ。戦争の8年前にあの国会でちゃんと答弁をして、アイヌに対しては、アイヌ住宅をこれから2,000棟建てかえる。8割を国が持つからと言っているのですよ。2割だけアイヌが払いなさいと。ところが、2,000棟を建てかえると言って、170棟しかやらなかった。戦争になってしまったからできないと言って、その後、戦後になったら、アイヌなんかもういない、みんな日本人になっているのではないかと。こんなことでやってきませんでしたか。

今度は、それから始めたのは福祉対策ですよ。先住民族対策ではないのです。このことだけは、私は、先生、明確にこのことはお願いをしておきますから、先住民族対策というのであれば、ここで生活環境対策をやるというのであれば、福祉対策ではなくて、先住民族対策で私はやるように、これから北海道に対しても、国に対しても、札幌市に対しても、明確に私は申し上げてまいりたいと思いますので、この辺のところは、是非研究をさ

れて、私は先生方にもご理解をさせていただいて、こういう生活環境等の整備を進めていただきたいとお願いいたします。

○松久委員長 ありがとうございます。

市営住宅の入居率については、情報は何かございますか。

○事務局（丹尾市民生活部長） トータルの入居率は、今、データの持ち合わせがありませんが、入居が非常に低い住宅もあります。

なぜかという、やっぱりエレベーターがないので、ご高齢の方が高層階になかなか入りにくいという条件のところが多いとは聞いていますけれども、毎月募集をしている住宅もあります。

ただ、ある程度新しいところについては、それなりの入居率があって、もちろん順次空きが出ますので、募集を時々出しますが、抽選になることがあると聞いております。

○松久委員長

先ほど来お話にも出ておりますけれども、札幌は土地代が高いので借入金も大きくなるを得ないということなのですが、そうすると、借り入れた本人が返済できないときには、保証人の負担も大きくなります。住宅支援を先住民族対策というところからしっかりした制度設計をするということであれば、無理のないところで返済できるかシミュレーションを一緒に考えるようなサポートとか、保証人になれるのは借り入れる人、例えばですが、1名限りというような形で保証人保護を図るとか、そもそも先住民族対策だというなら人的な保証はとらないという考え方もありうるのではないかと、そういうことも議論する意味はあるように思います。それが難しいというのであれば、いっそう、低家賃住宅の供給を考えるなど、いろいろな知恵を出すことが求められている問題だと思います。

○阿部委員 私は、先ほど言うのを忘れたのですが、実は、昭和33年に、豊平川の両側の河原に、藻岩下から雁来のほうまで人がいっぱいいたのです。札幌市としてはこの人たちがいたらとても困ると言って、この人たちを全部何とかしようと、何年もかけて昭和33年に市の規則をつくって、今、アンダーパスになっている北2条の苗穂駅のところに4階建てか5階建てのすごい市営住宅を建てて、そこに河原にいた人を無料で入れているのです。もう10年ぐらい前に壊してしまいましたが、私が札幌に来たときは、まだその住宅がありましたよ。札幌市は、無料でそういうことをやった経験があるのです。私は見えています。その中にアイヌが入ったか私にはわかりませんが、こういうような政策があって、お年寄も含めて、こんな大変な状況にあるアイヌの人がいるのであれば、ああいう住宅をつくってくれとは言いませんけれども、やっぱりその辺のことをしっかりと考えていただきたいなと思います。

先ほど言った京都の園部町では、3LDKの家を2棟並べて、文化住宅で3,500円で入っているのですから、私はあれに驚きました。

私はその資料を持ってきていないものですから、先ほどは言わなかったのですが、札幌市から法律をいただいて持っていますので、今度、先生方にお見せします。

○松久委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○松久委員長 それでは次に、令和2年度札幌市アイヌ施策についてご説明をお願いします。

○事務局(一條制度担当係長) 令和2年度札幌市アイヌ施策につきましてご説明をしたいと思います。

資料5をご覧ください。

2枚おめくりいただきまして、1ページ目は、施策目標1の市民理解の促進、推進施策1の伝統文化の啓発活動の推進でございます。

令和2年度の予算額は約6,400万円です。今年度から約6,200万円ほど減額になっております。これは、今年度、さっぽろ雪まつり2丁目会場でアイヌ関連の会場づくりを行っておりまして、そのほか、今年度開催のウポポイ応援イベントの音楽祭にかかる経費を計上してございましたことによるものでございます。

この二つの事業を除いた今年度の予算額は約4,200万円となりますので、これと比べると、約2,000万円の増額となっております。

それでは、各施策の説明に移りたいと思います。

①アイヌ文化体験講座の実施についてですが、今年度は刺しゅうや木彫りの講座を15回開催しており、来年度は18回程度開催したいと考えております。

②アイヌ文化交流センターイベントの実施についてですが、今年度は、切り絵制作や子どもの遊び体験等のイベントを6回開催しておりまして、来年度は、開催数を大幅にふやして、18回開催したいと考えております。

③アイヌ民族古式舞踊(輪踊り)の実施は、アイヌ文化交流センターで行われるコタンノミという儀式の終了後に年1回開催しておりまして、来年度も同様に開催する予定です。

④小中高校生団体体験プログラムですが、今年度は55校で実施し、来年度は目標校数を80校に設定し、実施したいと考えております。

⑤小中高校生団体出前体験プログラムですが、今年度は35校でしたが、来年度は目標校数を50校に設定し、実施したいと考えております。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目の⑥公共空間を利用した情報発信では、今年度と同様に、夏祭りやオータムフェスト等のイベント時にアイヌ民族の古式舞踊等を披露するほか、アイヌ刺しゅうが施されたタペストリーをJRタワー1階西コンコース等で継続して設置していく予定でございます。

⑦市民参加によるアイヌアート・モニュメントの制作では、公募した市民がアイヌ民族刺しゅう作家の指導のもと、タペストリーを共同で制作し、チ・カ・ホに展示をしているタペストリーとの入れかえを予定しております。

⑧インカルッペ・アイヌ民族文化祭開催の支援では、アイヌ民族シンポジウムやアイヌミュージックコンサート等の実施にかかる事業費について、主催者である札幌アイヌ協会へ

の補助を行う予定でございます。

⑨アイヌ文化振興・保存・伝承活動への補助では、札幌アイヌ協会が実施する各種事業のうち、アイヌ文化の振興・保存・伝承に関するものに対して補助を行っていきます。

⑩「イランカラッテ」キャンペーンの推進では、市役所本庁舎1階ロビーのタペストリー展示什器の裏にフィルムシートを継続して設置していくほか、職員研修や各種講座の参加者にリーフレットを配付して啓発していく予定でございます。

3ページ目の⑪アイヌ文化を発信する空間の管理運営では、地下鉄南北線さっぽろ駅のところに整備しているミナパの管理運営を継続的に行い、アイヌ文化の理解促進に努めてまいりたいと思っております。

⑫ウポポイ（民族共生象徴空間）を活用したアイヌ文化の発信では、来年度、町内会などの地域住民組織を対象として、ウポポイやアイヌ文化交流センターを巡るバスツアーを実施していきたいと思っております。

⑬中庭改修に係る基本計画策定では、アイヌ文化交流センター内の中庭部分をアイヌ料理に用いる自然素材などの見学スペースとしてリニューアルするための基本計画を策定していく予定でございます。

次に、推進施策2の教育等による市民理解の促進に移ります。

予算額は約4,700万円であり、今年度とほぼ同額という状況です。

それでは、各施策の説明に移りたいと思っております。

①と②の各種研修の実施では、例年に引き続き、新任課長の研修や、新採用職員を対象としてアイヌ民族の歴史や伝統文化等に関する研修を実施したいと思っております。

③民族教育の充実（ムックリ体験等）では、団体体験プログラムと連携して、ムックリの体験機会を提供していくほか、希望する学校にトンコリの貸出を行っていく予定でございます。

次に、4ページ目をご覧ください。

施策目標2の伝統文化の保存・継承・振興に移ります。

推進施策1のアイヌ民族の歴史を尊重する施策の推進と、推進施策2の伝統文化活動の推進につきまして、まとめてご説明させていただきたいと思っております。

予算額が約1億円ということで、昨年度から4,000万円近く増加しております。これは、②アイヌ文化交流センター機能の充実において、展示物の説明プレートの制作や展示ガイドアプリの導入を予定しており、こういったアイヌ文化交流センターの機能を充実するための経費で増額しているということになります。

それでは、各施策の説明に移りたいと思っております。

①アイヌ文化交流センターの運営では、アイヌ文化体験講座、アイヌ文化交流センターイベント、アイヌ民族古式舞踊の披露、小中高生団体体験プログラム・出前団体プログラムを実施するほか、団体体験プログラムに使用する民族衣装や道具を制作する予定であります。

②アイヌ文化交流センター機能の充実では、展示室内の展示品の詳細な情報を紹介するガイドアプリや、多言語に対応した説明プレートの設置、Wi-Fi環境の整備等を行うほか、老朽化したポンチセの建てかえや、チセ内部の展示物の充実を図っていきたく思っております。

③イオル再生事業の実施では、例年に引き続き、自然素材の育成や、アイヌ民具や料理などの各種体験講座を開催していきたく思っております。

1枚おめくりいただきまして、5ページ目をご覧ください。

施策目標3の生活関連施策の推進の推進施策1の産業振興等の推進でございます。

令和2年度の予算額は1,800万円程度という状況になっております。

①民芸品の定期販売会の実施では、民芸品の供給体制の強化や担い手の確保を目的として、地下歩行空間で定期的に販売会を実施していきたく思っております。

②アイヌ文化のブランド化推進では、アイヌ文化に関連する新商品の開発を行うなど、ブランド化に向けたプロモーション活動を展開していきたく考えております。

次に、推進施策2の生活環境等の整備に移ります。

令和2年度の予算額は約4,800万円となっております。こちらは、非常勤職員と臨時職員の処遇、給与形態の変更や、アイヌ生活相談員を雇用するための費用が増加したことによるもので、130万円ほど増額となっております。

①住宅新築資金等の貸付では、今年度に引き続き、住宅の新築等の資金に対して貸付を行っていきます。

②アイヌ生活相談員・アイヌ教育相談員の配置についてですが、こちらにも今年度に引き続き、生活相談員をアイヌ文化交流センター、共同利用館に1名ずつ、教育相談員をアイヌ文化交流センターに1名配置し、各種相談業務に対応していきたく思っております。

③アイヌ民族の児童・生徒への学習支援につきましては、今年度と同様、夏季、冬季の休業期間中に、アイヌ民族の児童生徒に対して、学習支援を行っていきたく思っております。

最後に、その他の予算といたしまして、事務費や共同利用館運営費等の施策目標に分類されない予算について計上しております。

私からの報告は以上でございます。

○松久委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見等ございませんでしょうか。

○阿部委員 一番最初の体験講座の問題ですが、区民センターでやるのは5カ所ですか。ほかはどうしてしないのですか。区民センターは10カ所ありますが、なぜここだけなのか、理由はありますか。北区、東区、西区、南区、厚別区がありません。

○事務局（増實企画担当係長） 企画担当係長の増實でございます。

開催場所につきましては、あくまでも予定で、受託を想定する講師等や受講者の方のご都合等を踏まえて、現在はこのような候補地を想定しているところでございます。

今後、実際に発注して確定したときには、異なる場所で開催される可能性もないことはないと考えております。

ちなみに、回数としては、昨年度と同程度を想定しております。

○阿部委員 私が質問しているのはそういう意味ではありません。そういう事務的なことをおっしゃるのではなくて、札幌市は市内に10区あって、それぞれそこに区民がいるわけでしょう。そうしたら、そこでそういうことをやりますよと言ってやらないと、市民のみんなに理解してもらえないではないですか。私はそのことを言っているのです。

例えば、これとは直接関係ないけれども、実態調査をやると言ったら、札幌は2区しかしないのですよ。私は、行政のそういうところに対して不審を持ってしまうのです。実態調査をやると言っておきながら、札幌市には10区あるのに、2区しかしないのですから、これで実態調査をやったと言えるのですか。私は10区全部でやってくださいとずっと言い続けているのに、やってくれない。これと同じようなことではないですか。講師も札幌市内なら幾らでも行くではないですか。私だって、全区は難しいけれども、行きますよ。

10区なら10区でやってくださいというお願いをしているのですから、10区でやるようにしてください。

○松久委員長 ほかにございませんでしょうか。

○本田委員 時間がないのはわかっているのですが、恐らく、この予算の中に、国の交付金が組み込まれているかと思えます。例えば、令和2年度は、国からの交付金が札幌市は幾らで、それぞれどういう配分で使われているのかということがわかりましたら、お願いいたします。

○事務局（一條制度担当係長） 今、手元に資料を持ってきていないので、細かい内訳まではわかりません。

今、国に申請をしております、4月1日に決定される予定です。その際に内閣府のホームページに掲載されますので、それをご覧いただくか、資料をお送りしたほうが良いということであれば、お送りさせていただきます。

ただ、決定前で、そのとおり決定が受けられるかがわからないので、4月1日に公表された暁には、各委員にホームページのURLをお知らせしたいと思えます。

○本田委員 ありがとうございます。

それで、お尋ねしたいのは、国の交付金が当初よりも物すごく使いづらくなっているというわさをあちこちで耳にしていまして、この前、平取と白老の町長がお2人で国に陳情かかけ合いに行かれたという話も聞いていて、何しろ、あちこちで当初言われていたのと全然違ってきていると。だから、例えば、そういう意見を耳にしたときに、やっぱり皆さんでおかしいではないかと。白老もひどいことになっていると聞いていますので、それが本当にアイヌ民族のために使われるのか。使いづらくなっているから、結局は、アイヌではなくて、住民の使いやすいつところに回っているという話が入ってきていますので、そういうことがありましたら、是非情報を、私というよりも、お力のある方々にお伝えし



ていただきたいと思っております。

4月になってからホームページで拝見します。

○松久委員長 次回5月の会議のときにペーパー版の資料をご用意いただけますでしょうか。

○事務局（一條制度担当係長） はい。

○松久委員長 ありがとうございます。

○阿部委員 言おうと思っていたので、本田委員、先に言ってくれてありがとうございます。

実は、今、白老と平取からアイヌ協会として直接やらないかと相談を受けております。私は、一応、課長に1回電話を入れたのですが、ただ、こういうものについては、誰がやるのですかということになれば、当然、アイヌ協会と一緒にやらなければいけないことで、ただでやれと言われたって当然できるわけがないです。それだったら、むしろアイヌ協会として、例えば、白老アイヌ協会、平取アイヌ協会、札幌アイヌ協会、あるいは、釧路とか、アイヌ協会として国に対して働きかけないかということを受けていることだけ、今、話があったので、私たちは市と札幌の事業をやるためにどうするか相談しなければいけないので、また後で相談をします。

○松久委員長 ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○松久委員長 それでは、次の議事に移りたいと思います。

### 3. その他

○松久委員長 その他事項といたしまして、委員の皆様から情報提供等はありませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○松久委員長 それでは、事務局からはいかがでしょうか。

○事務局（増實企画担当係長） お手元にありますアイヌ政策に関する世論調査、平成30年7月という資料をご覧ください。

札幌市では、市民の市政に対する意識などを調査し、施策の推進の参考とする市民意識調査を毎年行っております。

アイヌ施策課では、令和2年度にアイヌ施策に関する市民意識調査を札幌市として初めて実施できないか、所管する広聴部門と調整を行っているところでございます。

調査項目については、今ご紹介させていただいた平成30年7月に国が全国規模で行った世論調査の項目をもとに実施することを検討しております。

まだ検討段階ではございますが、情報提供でございました。

○松久委員長 ありがとうございます。

この点について何かご質問等がございましたらお受けしたいと思います。

○本田委員 質問項目は、これを使うのでしょうか。

○事務局（増實企画担当係長） 大きく言えば、この内容を考えております。ただし、例えば、2番にはウポポイについてという内容がございますので、そういったところは、例えば、ピリカコタンについて聞くことを想定しています。全国規模の調査に対して、札幌市民がどうなのかを聞けるのではないかと。

○本田委員 全国と札幌の大きな違いは、この中にアイヌ民族が含まれることだと思います。もちろん全国の中でも含まれますが、比率は少ないと思います。札幌市の場合には、アイヌ民族自身はかなり住んでいらっしゃいますので、アイヌご自身にアイヌという民族を知っていますかというのは、物すごい疎外感を与えるはずです。例えば、あなたはどのような民族に属していますかというか、むしろ、あなたはアイヌ民族ですか、それ以外ですかという項目も最初に入れておかないと、設問としてはどうなのかなと。

今、私たちという中に、明らかにアイヌが含まれていないことの問題性が大きく指摘されていますので、それと同じように、あなたはの中にもやっぱり含まれないとおかしいと私は思いますので、設問をつくる時に考えていただければと思います。

○松久委員長 今、貴重なご指摘、ご要望をいただきましたが、アンケートのペーパーの完成はいつ頃になりますか。つまり、次回のこの委員会で練る時間的な余裕があるのか、それに間に合わないのであれば、それまでにご意見等をいただいで……。

○事務局（増實企画担当係長） 素案の提出は、今日、明日という段階ではなく、これから内部で検討を進めて、お出しする段階ですので、本田委員から教えていただいた内容については、内部で検討させていただきたいと思います。

○松久委員長 次回の5月の会議で改めてご意見をうかがうという時間的余裕はあるのでしょうか。その余裕がないのであれば、メールで直接、事務局にお出しいただくというような形になるかと思いますが。

○事務局（大場アイヌ施策課長） 基本的に5月の末の委員会で項目をもむ時間はありません。やる方法としては、アイヌ施策課で素案ができた段階で委員の皆様にもメールか何かでお知らせをして、それについてのご意見を賜って、それをまた参考にして設問を練り直すという対応をさせていただきたいと思っております。

○松久委員長 ありがとうございます。

そういう手順でよろしいでしょうか。

○永宮委員 手順についてはよろしいかなと思うのですが、何のためにやるのかというのも明らかにしたほうが良いのかなと。その結果によっては、施策目標や予算配分に影響があると思うのですよね。国がやっている何パーセントという調査をしたいわけではなくて、札幌市の場合、恐らく、施策目標に何らかの影響があると思われまますので、この結果をもって、例えば、アイヌ語について力を入れなければならないとか、教育について力を入れなければならないだろうとか、あるいは、文化についてはある程度知られているのだけれども、差別については、まだ知られている可能性が小さいとなれば、そこに重点的に

施策を打たなければということになると思うのですけれども、その狙いについても、見た人がわかるようにしたほうが良いのではないかなと思っておりました。

○事務局（大場アイヌ施策課長） 基本的に、推進計画を改定するに当たりまして、市民から意識調査でさまざまな意見を賜って、今、永宮委員がおっしゃったように、どこかの取組が薄いということであれば、そこをもう少し厚くした施策の内容にしたら良いのではないか、もしくは、認知度が低いのであればもう少し高くするような施策を取ったら良いのではないかというような、さまざま、計画を改定するに当たっての素材になるものと考えています。市民の方には、多分、様式やスペース的に狙いを細かくお伝えできないかもしれませんが、その結果については、この計画を改定するに当たって、参考にさせていただくということにしたいと思っております。

○松久委員長

それでは、まずは、各委員からご意見をお出しいただき、それを参考にして、市役所のほうでアンケートをしていただくということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○松久委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

○北委員 最後のアイヌに関する施策についてですが、キに大学などの研究機関におけるアイヌに関する研究の推進とあります。これはすごくひっかかっている、遺骨問題もまだ解決していない中で、これは何を目的として書かれているのかわからないのですよね。

○事務局（増實企画担当係長） この設問自体は国がつくったものですので、例えば、札幌市として市民意識調査を行う場合は、今、大学には委託していないので、回答の案の項目として採用しない方向で検討しているところです。

○松久委員長 ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○松久委員長 事務局から何かございますか。

○事務局（大場アイヌ施策課長） 事務局から次回の委員会の開催についてお伝えしたいと思います。

委員の皆様のご都合を調整しましたところ、5月25日月曜日の15時から行いたいと思いますので、ご多忙とは思いますが、ご参加のご協力をお願いいたします。

詳しいことは、また後ほどご連絡をしたいと思います。

○松久委員長 ありがとうございます。

#### 4. 閉 会

○松久委員長 本日は、長時間にわたり、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和元年度第4回札幌市アイヌ施策推進委員会を終了いたします。

以 上